

令和元年第3回

小中学校組合議会定例会会議録

開催日 令和元年11月20日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

令和元年第3回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

令和元年 11月20日(水)

午前10時45分 開議

議事日程 (第1号)

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 認定第1号 平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4. 議案第3号 令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第1号)について

会議に付した事件

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

日程第 2 . 会期の決定

日程第 3 . 認定第 1 号

日程第 4 . 議案第 3 号

出席議員（10名）

1 番	小嶋耕造君	2 番	木戸一善君
3 番	柳川真一君	4 番	近藤昭文君
5 番	間森和生君	6 番	多田宗儀君
7 番	長尾重信君	8 番	土井巧君
9 番	小島一君	10 番	熊田司君

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

教育総務課長	中村尚之君
教育総務課係長	板野あゆ美君
教育総務課主事	土居久代君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	守本憲弘君
副管理者洲本市長	竹内通弘君
副管理者南あわじ市副市長	馬部総一郎君
小中学校組合教育長	浅井伸行君
洲本市教育長	本條滋人君
会計管理者	河井達雄君
教育次長	仲山和史君
学校教育課長	山川直樹君

午前10時45分 開会

○議長（熊田 司君） 開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日、令和元年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部各位には公私何かと御多用のところ御出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを心から厚く御礼申し上げます。

さて本日付議されます案件は、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和元年度一般会計補正予算の2件で、いずれも重要案件であります。

議員各位には慎重御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

続いて管理者、南あわじ市長、守本憲弘君より挨拶がございます。守本憲弘君。

○管理者（守本憲弘君） おはようございます。令和元年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずもって議員の皆様方におかれましては、公私何かと御多用のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

南あわじ市・洲本市小中学校組合の施設整備関係について少し御報告させていただきますと、まず広田小学校のブロック塀の改修工事、懸案になってございましたけれども、8月30日に工事が完了しております。

また広田中学校の屋内運動場の床研磨工事につきましても、8月27日に工事が完了いたしました。

今後とも安全安心な教育環境の充実に努めてまいり所存でございます。

本日上程いたします案件は、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定及び令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算第1号の2件でございます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重御審議をいただきまして、適切妥当な御決定を賜りますようお願い申し上げまして開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（熊田 司君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

よって、令和元年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第86条の規定により、議長より指名します。

2番、木戸一善君、3番、柳川真一君にお願いします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、認定第1号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、仲山和史君。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程いただきました認定第1号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

事業及び決算の概要を御説明申し上げます。

本年度につきましても、次世代の人材を育てる教育を基本目標に、6つの基本方針のもと、自立した社会の一員としての基礎を培う場として確かな学力や学ぶ意欲、共生する豊かな心の育成を目指しました。

大きな施設改修につきましては、第2期の広田中学校校舎大規模改修工事として、老朽化が進んでいた校舎の屋根の葺きかえや、クラック補修などの外部改修に加えて電気、水道などの設備改修を実施いたしました。

こうした結果、平成30年度一般会計決算額は歳入総額、2億4,988万5,690円、歳出総額、2億4,479万8,070円、歳入歳出差引額、508万7,620円となっています。

なお、決算に係る歳入予算に対する収入割合は94.1%、歳出予算での執行率は92.2%となっています。

決算書の5ページ、6ページをお開き願います。

事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1億1,652万1,280円でございます。

分担金につきましては学校基本調査の児童生徒数により案分し、南あわじ市が1億637万2,485円、洲本市が1,014万8,795円でございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、37万1,300円、広田小学校、広田中学校の体育施設使用料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、2,820万5,000円でございます。内訳は教育総務費の理科教育設備整備費等補助金、74万2,000円、小学校の特別支援教育就学奨励費補助金、1万3,000円、中学校の学校施設環境改善交付金、2,741万4,000円と、同じく中学校の要保護生徒援助費補助金、3万6,000円でございます。

4款、県支出金、1項、県補助金、116万2,000円でございます。

内訳は小学校体験活動事業補助金、60万円、トライやるウィーク推進事業補助金、

30万円、わくわくオーケストラ教室バス利用補助事業補助金、6万1,000円、
スクールソーシャルワーカー配置事業補助金、20万1,000円となっております。

2項、県委託金、31万316円、ひょうごがんばりタイム事業委託金でございます。

5款、寄附金については収入はございません。

6款、繰越金698万4,867円、前年度繰越金でございます。

7款、諸収入、1項、雑入、93万927円でございます。

日本スポーツ振興センター保護者負担金、建物・自動車損害共済金、小学校に設置
しております太陽光発電の売電代が主なものでございます。

次に歳出でございます。9ページ、10ページをお開き願います。

1款、議会費、76万3,657円でございます。定例会2回、臨時会1回に係る
経費、議員報酬が主なものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、38万1,041円ござ
います。非常勤特別職の報酬、例規集の加除費用が主なものでございます。

2項、監査委員費、7万円、委員報酬でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費、77万1,667円、教
育委員報酬が主なものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

2目、事務局費、2,186万2,145円、事務局職員人件費負担金が主なもの
でございます。

3目、教育振興費、3,787万658円でございます。小中学校特別支援教育支
援員賃金及び児童生徒に係る各種検査委託料、ICT環境整備事業、パソコン等調達
業務に係る電算関連借り上げ料、小中学校就学援助費が主なものでございます。

2項、小学校費、1目、学校管理費、1,794万27円でございます。

11ページから14ページまでにありますように、小学校の臨時職員の人件費、学

校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

2目、教育振興費、869万4,005円でございます。

13ページから16ページまでにありますように、教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、小学校体験活動事業補助金等が主なものでございます。

3項、中学校費、1目、学校管理費、1,375万1,666円でございます。

中学校の臨時職員の人件費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

続いて17ページ、18ページをお開きください。

2目、教育振興費、801万7,841円でございます。教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、トライやるウィーク推進事業補助金等が主なものでございます。

3目、施設整備費、1億2,284万280円でございます。第2期の校舎等大規模改造工事に係る監理業務委託料と工事請負費が内容でございます。

4款、公債費、1,183万5,083円でございます。長期借入金償還元金、長期借入金償還利子でございます。

19ページ、20ページをお開きください。

5款、予備費でございますが、これについては支出がございません。

次に、21ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額、2億4,988万6,000円、歳出総額、2億4,479万8,000円、歳入歳出差引額、508万8,000円で、実質収支額も同額でございます。

次に、22ページの財産に関する調書でございます。土地及び建物については非木造延べ面積で9.55平方メートル、増加しております。これは中学校の校舎等大規模改造工事の実施の際に、以前から必要であった物置を新設したものでございます。

物品につきましては、軽四貨物自動車が1台あったものを廃車して、現在はなしとなっております。これにつきましては、昨年7月発生の自動車交通事故により車を

廃車としたものでございます。

なお、決算内容の詳細につきましては別添附属資料をごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが認定第1号平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は何区分かに分けて行います。

まず、決算書の歳入で5ページの1目、分担金から、8ページの1目、教育債に係る分までで質疑ありますか。決算附属資料は2ページの上段から3ページまでです。

質疑はございませんか。

ないようですので、次に歳出ですが、9ページの1目、議会費から、12ページの3目、教育振興費に係る分で質疑ございますか。決算附属資料は4ページから7ページまでです。

木戸一善君。

○議員（木戸一善君） 10ページの、前回もちょっと御質問させていただきましたけども、10ページの教育長さんの交際費について質問させていただきます。

まず一点目ですけども、前回もちょっとこういう場で、この場で御質問させていただいたんですが、たしか最後、御検討していただけると私は理解、受けとめたわけですけども、その後の検討状況、検討していただけているのであれば、その後の検討状況をまず教えていただきたいというところと、3万5,500円の内訳ですけども、どういう場で、例えば懇親会なのか会議なのか、どういう場で中身は一体何なのか、飲食費なのか、食費なのかお茶代なのか、はたまた酒なんかは多分論外で、ないでしょうけども、そういったものが一体何なのか、3万5,500円の内訳をちょっと教えていただきたいというところと、前回の検討状況、していただけると私は受けとめ

たわけですけども、その後の検討状況、途中経過でも結構ですけども、それをちょっとお教え願えればと思っています。

○議長（熊田 司君） 答弁は。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 前回の御質問での、教育長交際費について御質問があった検討状況についてまず御説明をさせていただきます。

実際のところ、検討できていないのが今のところかと思われま。詳しくはちょっと私も存じていない部分があって申しわけないですが、御質問いただいた内容について、検討はしたけども答えが出てないという状況かなとは思ってございます。あと、2つ目の御質問の教育長交際費の内訳についてでございますが、詳しい資料を持ち合わせておりませんので、何に幾ら使ったという詳しい明細は今のところ、お答えすることができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（熊田 司君） 教育長。

○教育長（浅井伸行君） 前回御質問いただいた内容の続きかなと思いますけども、認識として適切に支出させていただいているというふうな認識でおります。中身については、飲酒等の提供もあったと思っております。

以上です。

○議長（熊田 司君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） ただいまの御答弁ですけども、全く理解できないですね。検討したけども答えが出ていないとか、中身について適切にされているとか、それは気持ちであって、何も結論めいたことは一切、私、感じられないんですが。これも私の感情論が入っているかと思うんですけども。

ちょっとこれ、参考となるかと思うんですけども、公文書をちょっと読み上げてみたいと思います。

これは、〇〇市〇〇委員会の会長さんから、〇〇委員各位へ発せられた公文書でござ

ざいます。これは私、あえて〇〇と申し上げていますのは、これは多分、公文書ですから開示請求されれば多分全て全面開示される文書かなと私、個人的には思っているんですが、そこは〇〇市さんへ確かめたわけではございませんから、あえて名称は〇〇という表現をさせていただいているという趣旨でございます。

〇〇市の〇〇委員会の会長さんから、〇〇委員各位へ発せられた公文書でございます。

そこに何が書かれているかですけども、〇〇委員会の〇〇研修において、昼食時に飲食し、酒代等も含めた旅費の大半が公費から支出されていたことが〇年〇月に判明し、これを受けて全国〇〇会議所、これは全国〇〇会議所ですから国の公的な機関、から兵庫県〇〇会議を通じて、これは兵庫県の公的な機関の会議、を通じて特別職の地方公務員である〇〇委員会の委員として、昼食時の飲食と第三者から不審、疑惑を招く行為がないよう留意されたい旨の通知がありました。

かかるところ、〇〇委員会としては①昼食時のアルコール飲料の提供はしない、②食事代は参加者の自己負担とする、という公文書が発せられています。

これが今の御時世です。特別職のね、地方公務員たる者が、〇〇会議で、〇〇の研修で昼食が出ます、例えばね、お茶代とかそういうものでしたらこれは社会通念上結構でしょう。だけど、食事代はどうですかというところで、結局は全国〇〇会議所とか兵庫県の〇〇会議所とかから、疑念を招くことがないように留意されたいということを受けて、一切やめますというのが、この〇〇委員会の会長さんから発せられた文書です。

例えば昼の会議のね、昼の研修の食事代、それが出ますって。だってその会議がなくても研修がなくても、昼は誰でも食事をしますから実費を伴うわけですよ。

だから、会議で食事が出るというのであれば、それはやっぱり実費でしょうというのが今の世の中、通例ですと、私はずっと以前から考えているというか、申し上げたかった趣旨ですけども。

今いただいた御答弁では、検討したけども答えは出ていませんという、あれから半年、約1年ですか、たっている状況の中で、結局は何も検討はされていないと受けとめざるを得ないのかなと思うんですけども、私も再三、いろいろと申し上げているんですけどもね、別に追及する場という、追及する思いは一切ございません。一つでも二つでも改善の方向に持って行っていただければなという思いで質問等させていただいている。最終的にはそこだけの一つをとらまえてね、非常にわずかな金額のところをとらまえて、歳入歳出の挙手をしますという、全体の額は非常に有効な貴重な予算であり、歳出であり歳入であるからそこを人質にとってまでこの小さな部分についてどうこう言うつもりは毛頭ございませんけども、思いとしてはね、一つでも二つでも心を打っていただいて改善していこうじゃないかという気持ちのほうに向かっていただければなという思いだけですけどね。

どうですかね。

○議長（熊田 司君） 学校組合教育長。

○教育長（浅井伸行君） 今御指摘いただいたことは、他市の状況も見きわめまして状況も踏まえて判断していきたいと思っております。

また前日も答弁させていただきましたけども、会費というふうな形でいろいろな、会議場の借り上げとかそういうものも含めての会費負担と考えております。

○議長（熊田 司君） 木戸議員。

○議員（木戸一善君） 他市の状況も調べてという以前に、ここで今、私が公文書を読み上げさせていただいたのは南あわじ市さん、もしくは洲本市さんの公文書ですよ。同じ行政の内部でね、片やこういう委員会でこういう措置を決定しまして改善してやっていってる状況の中で、片やこの場ではどうですかという、他市を調べる以前の問題だと思うんです。

他市を調べてもね、ちょっと、非常に言い方は申しわけないですけども、どんぐりの背比べの中で調べても意味がないと思うんです。

済みません、これは非常に失礼な言い方かとは思いますが、他市で調べる以前の問題としてこれは両市さんの、あえてどちらの市さんかは私、申し上げません。みずからの足元の行政の中で、片やこういう委員会でこういう取り決めをされている状況の中で、というところもね、一つには踏まえていただきたいという思いでございます。

本日は歳入歳出の決算でございますので、前回、ことしの2月、新年度予算の議会の場で当然通過している話ですので、このたびの決算についてどうこうと言うつもりは毛頭ございません。要は次回の、来年年明けの2月、次年度の新年度予算のときにどう計上されるか、そこは私、ちょっと見ていきたいかなと思います。

本当に検討するという姿勢があるのであれば、1カ月、2カ月あればできると思うんです。ただ内部の横並びの問題もあるでしょうから、非常にこれ、難しいとは思いますが、そこはおひざ元の、足元の内部でそういう措置をされている状況にかかわらず、いやこうです、というところは到底理解できるものではないかなと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（熊田 司君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま木戸議員がおっしゃったことは、今の世の中の流れからすれば妥当なことかなとは思っております。その中でも、市が主催する会議等につきましては、今おっしゃっていただいたように昼食は、そういう飲酒の伴うような会はできるだけしないようにと心がけておるところでございます。

ただ、会議といいましても市が主催する会議だけではなくて、上位団体がある会議等もございます。それらからの参加要請があった場合には、このように参加費等も発生する場合がございます。これにつきましても適正な執行をしておると我々も理解しておりますし、この教育長交際費の中には会議の出席、会費だけではなく、慶弔費等も含まれておる部分もございますので、議員の思いを私どもも考えながら次年度以降

の予算にも反映していきたいとは考えておるところでございます。

○議長（熊田 司君） それではほかに質疑ございませんか。

では次に、11ページの1目、学校管理費から、16ページの上段の2目、教育振興費に係る分までで質疑ありますか。決算附属資料は、8ページから11ページまでです。

木戸議員。

○議員（木戸一善君） 14ページの緑霊苑管理費負担金について御質問させていただきます。

前回、私も十分頭の中の整理ができていないままの質問で非常に御迷惑をおかけしたかと思うんですけども、一応私なりのちょっと、頭の整理をした中で本日、一点御質問させていただきます。

この緑霊苑管理負担金、これはたしか昔、広田中学校の前に共同墓地があったと。その共同墓地を移転して南あわじ市さんが管理運営されている緑霊苑へ集団的に移転されたというところがまず一つありまして、当然学校用地として広田中学校なのか保育所なのか、ちょっとどちらの用地なのか、ちょっと私はわからないですけども、その共同墓地、昔あった共同墓地、私も中学生のころに、たしかあの辺に共同墓地があったかなとちょっと、薄々記憶として残っているところがございます、その共同墓地が移転されました。

というところは、かかるところこれは公共補償という、結局は墓地を集団移転する、墓床を用地買収させてくださいねと。当然その墓床の用地買収をさせていただく、さらにはその上もんである墓石であるとか、そういったものも移転しなければならないと、結局かかるところ、これは公共補償の問題かなと整理はできると思うんです。

例えばこれが民間であれば、民間であれば本来の価値が用地費及び物件補償の移転費用等も含めて、例えば本来の価値であれば100円であるとしますと、民間であれば200円でも300円でも400円でも、それは契約されればそれは構わない話で

す。それが民間の契約というか民間の補償、民間事業がやる場合。

しかしこのたびのものは、学校用地を確保するための集団移転、墓地の共同移転、集団移転ですから、これは公共補償の概念に合致するものだと、ちょっと私の頭の中では整理しました。

じゃあかかるところ、公共補償とは一体何ぞやと。それはもう完全に公共補償基準に基づいてやるべき話であって、民間であれば100円のもの300円、400円でもこれは契約すれば成り立ちますけども、公共補償の場合は100円の場合は100円だけです。110円たりともあり得ない、これが公共補償の概念です。ですから、従来共同墓地でね、一人が歩けるような通路があれば結局はそれがその基準、その現況に基づいて補償されなければならない。

もともと共同墓地、もともとあった共同墓地の通路が、例えば一人一人歩ける50センチ程度の通路であれば当然、行き先もそれに見合ったものでなければならない。しかしながら緑霊苑は、霊苑の中の通路は1メートルも2メートルも、より広いような空間で整備されている。いや、私は現地を見たことはないですけども、その可能性もあるでしょうし。それは一体何かというと、機能向上分は補償できませんというのが公共補償の概念の一つでございます。

それで、もともと墓地に景観、修景的な植樹がなされている、なされていないものが、これは仮定の話ですけども、なされていないものが緑霊苑ではきれいに園路整備もされて植樹も垣根もきれいにされている。そういった部分については機能向上分として、そこは補償できません。

さらには、もともとの共同墓地ではその水道施設、要は水くみ場がなかったものが今度、その移転先には、その緑霊苑には水道施設もあります。そういったものも含めて管理費となされているのであれば、それは機能向上分であって、そこを補償はできないと、これが公共補償の原則ですね。

ですから管理費が私、想定でちょっと申し上げているんですけども、その管理費と

は、もともとの共同墓地に存在していたものに相当する管理費なのかどうか。存在し
てなければそれは機能向上分として補償はできませんよというところが、まず一点、
そこがあると思うんです。

それとこれ、未来永劫ね、私も前回御質問させていただきましたですけども、未来
永劫、公共補償を公共補償費としてね、未来永劫計上していくのはあり得るのかなと
いう。公共補償の概念では、それはない。

例えば公有水面の埋め立てであり、漁業権を取得する場合においても、じゃあそれ
は子・孫の世代まで漁業を営んでいくから未来永劫、それを補償しましょうという、
そういう概念はないです。

だから漁場が失われたとか、そういったところで漁業権を取得するにしても、その
アップー、例えば標準を押しなべて30年とか、そういう基準もございます。それ以
上のものは、次の世代までも補償するという概念はまずない。

そういったところがある公共補償の、その概念に基づいて未来永劫、この管理費を
なぜ支払わなければならないのか。というところが一つ、大きな問題かなと私は思っ
ている。

これは前回、新年度予算のときにも私、御質問させていただいて、それに対してきよ
うは決算の場ですのね、どうこう言うところは、申し上げるつもりは毛頭ござい
ません。今、私が頭の中で整理した部分、いま一度、ちょっと調べていただいて、こ
れも同じです。来年2月の新年度予算ですね。それまでにこれをいま一度、これは過
去、もう何十年前の話ですから、ちょっとひも解くには苦勞されるかと思うんですけ
ども。よくよく調べていただいて、もしわからなければね、これは答えは即出ると思
います。公共補償問題研究会とかいうそういう組織もありますし、そういったところ
で聞いていただければ1週間、10日あれば。いや、この内容については、その場で
即、御回答いただけるレベルのものかなと私は思っています。

ただ私も、今申し上げているのはあくまでもその想定というか、仮定の上でお話し

させていただいておりますので、いや、そうじゃなくてこういう事情があったんですよとかね、もしくはこういう理由があるからやっぱりこうですという、そこがきちりと整理されているのであれば、それはそれでオーケーだと思うんですけど。

いま一度、ちょっと調べていただく必要があるのかなと思います。

来年、2月の新年度予算の審議までに十分期間はあると思いますので、そこは調べておいていただければなという思いですので、この質問についての御答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（熊田 司君） わかりました。では、ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので最後に15ページの1目、中学校の学校管理費から22ページの財産に関する調書に係る分までで質疑ありますか。決算附属資料は12ページから17ページまでです。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑がございませんので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、さように決しました。

これより認定第1号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、認定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって認定第1号、平成30年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第3号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、仲山和史君。教育次長。

○教育次長（仲山和史君）ただいま上程をいただきました、議案第3号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,972万4,000円とするものがございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金、1節、分担金で、443万9,000円を減額しております。

これにつきましては、南あわじ市と洲本市の総務費、小学校費、中学校費に係る分担金をそれぞれ精査した結果、南あわじ市で448万4,000円の減、洲本市で13万5,000円の増となる、この2つの合計額でございます。

6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金で508万7,000円を増額しております。これにつきましては、平成30年度決算における収入合計、2億4,988万5,690円から支出合計、2億4,479万8,070円を差し引き、さらに補正前の額、1,000円を差し引いた額でございます。

8款、組合債、1項、組合債、1目、教育債、1節、学校教育債で80万円、減額しておりますが、これにつきましては、緊急防災減災事業債を充てておりました広田小学校ブロック塀改修工事の一部が緊急防災対象外と判明いたしましたので、その部分に係る事業費、80万円を減額するものがございます。

次に6ページをごらんください。歳出に移りますが、3款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、19節、負担金補助及び交付金で85万円、減額しております。これにつきましては、本年度の事務局職員の人件費並びに案分数値の精査による金額の変更でございます。

3目、教育振興費の8節、報償費で、9万9,000円と、9節、旅費で1万3,000円、減額しております。

これにつきましては、小中学校2校分の人形座出前講座が文化庁の補助事業に採択となったため、中学校分で当初想定しておりました講師等への謝礼と小中学校分の費用弁償費を減額するものでございます。

なお小学校の講師等への謝礼につきましては別途支出を予定しておりますので、今回は減額をしておりません。

2項、小学校費、1目、学校管理費、11節、需用費で90万円、増額しております。これにつきましては、広田小学校屋内運動場外壁の修繕料でございます。広田小学校屋内運動場の外壁につきましては、老朽化により本年8月にコンクリートが落下した部分がありましたので、状態を調査しながら危険部分の撤去や塗装等の対応をとるための費用でございます。

以上、歳入歳出それぞれ合計で6万2,000円の減額補正となっております。

簡単ではございますが、以上で議案第3号、令和元年度の南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊田 司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑は歳入歳出、合わせて全般で行います。

質疑ありますか。

長尾議員。

○議員（長尾重信君） 御指名をいただきましたので、一言伺いをできたらと思います。

地方債補正ですけれども、このたび、先ほど次長から説明があったように、事業費で減したと、対象外になったということで、この630万円から550万円に限度額が下がったということかと思いますが、その補正の中で起債、地方債で借り入れるときの償還期限、この場合は10年、据え置き期限2年となっていますが、29年、30年度の大規模改造でしたら20年の、3年だったかと思いますが。これについて、どういふことでその差、20年、あるいは10年という償還期限の差を設けておられるのかどうかと、決算のときにも質問しようかなと思っていた点もあるんですけども借り入れ先の、これは実行されているかどうかちょっとわかりませんが、借り入れ先については地方債残高の決算附属資料の地方債残高ではもう銀行のみとなっているかと思っておりますけれども、義務教育施設整備事業、それぞれ地方債の充当先はあるかと思っておりますけれども、銀行のみになってしまうわけですから、政府債等の分には該当しないかなと思っておりますので、それで、どちらが組合にとって有利かという部分はあるかと思っておりますけれども、その辺は検討された中で借り入れ先を決められていく部分があるかどうか、その辺をお伺いさせていただけたらと思います。

○議長（熊田 司君） 会計管理者。

○会計管理者（河井達雄君） 私、直接予算には携わっていないですけども、若干知識はございますので、説明させていただきます。

まず長尾議員さんの分で、この10年、2年ということで、本来でしたら義務教育債は20年、3年というセオリーの部分があるんですけども、金額的にこれを見ますと550万円ということで、10年であれば50万円程度でできますので、今後の財政面についても10年程度では若干、支障はないかなということでしております。

これは仮に20年及び、30年以内としてもその範囲で今度借り入れをする先にとって、交渉して10年、2年にしていただけますかということも若干、事務的にはやっております。

それともう一点の関係ですけども、近畿郵政局、義務教育債はほとんどゆうちょ、

かんぽ、ほとんどかんぽが主流だったと思うんですけども、今ちょっと。若干私、財政のほうにおりませんので、借入れ先については、資金については毎年度、どの資金に当たりますよという、指定された地方債もありますけども、ほとんどが財政融資、及びそういう国のレベルの融資先の分については割り当てがあって、残りは市中の銀行、ここで言います銀行縁故ですね。近隣の銀行で調達してくださいという、このごろそういう流れになっておりますので今ここの、地方債の補正に書いてあるのは、公的資金と両方読めるように、銀行またはと書いていますので、許可もしくは協議書の後の通達で追って変わってくると思いますので、銀行のほう若干高い可能性はあると思いますけども、もしかしたらこの借入れ先は、今はゼロと銀行だけになっていきますけども、決算では上の近畿郵政局となっていますけども、かんぽ資金かなという可能性もございますので、ちょっと断定的には言えませんが内訳は変わります。

以上です。

○議長（熊田 司君） 長尾議員。

○議員（長尾重信君） 今、会計管理者からの御答弁でしたけども、この挨拶の中で管理者の市長から完了していますという話があったかと思うんですけども、これにつきまして、もう借入れは実行されておるかどうかというのが一点です。

それから償還期限の関係で、先ほど言いましたように大規模改造等は20年の3年となっております。

また一つ、決算のときの監査委員さんの御意見の中にも長期借入れについて検討しなさいよと、やはり長期的な債務が発生しておるということもあるので、その辺は検討していきなさいよというような書き方もあったかと思しますので、これらについても先ほど会計管理者さんのおっしゃったように、借入期間等については十二分に精査していただきながら、銀行等が借入れ先となる場合につきましては、銀行等をどういうふうを選定されてるかわかりませんが、金利が安いときですけども、少し

でも安い銀行さんに、見積もりかどうかわかりませんが、選考していただく中で、財政の平準化があって地方債を起こしていつているものかと思えますけども、後世の負担にならないように、十二分にその辺は精査しながら尽力というか、執行部で地方債の会議については留意していただけたらなというところでございます。

以上です。

○議長（熊田 司君） では、ほかにございせんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第3号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会します。

副管理者、洲本市長、竹内通弘君より挨拶がございます。副管理者。

○副管理者（竹内通弘君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の令和元年第3回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会におきまして、議員の皆様方には御出席をいただき、平成30年度一般会計の決算認定、そして令和元年度補正予算に御賛同いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、近年はグローバル化や、人工知能AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難な時代になってきております。子供たちに対して、子供たちにみずから課題を見つ

け、みずから学び、みずから考え、みずから判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められます。

また、子供たちがそのような生きる力を育むためには、学校だけではなく社会全体総がかりで教育を行うことが必要でないかと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては引き続きの御指導、御鞭撻をいただきますようお願いいたします。

本年もあと残すところ1カ月余りとなりました。時節柄何かとお忙しくなるかとは存じますが、御健康には御留意されまして、ますますの御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（熊田 司君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会では、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和元年度一般会計補正予算について審議をお願いいたしましたが、議員各位の御精励により無事終了し、閉会を宣告できましたことは、まことに御同慶の至りでございます。

朝夕の寒さに冬の到来を感じるようになってまいりました。間もなく師走となり何かとお忙しいとは存じますが、議員各位を初め、執行部の皆様にはお体を御自愛なされまして、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時45分 閉会